神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

On Fact Findings of a Case Study

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1993-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小原, 三佑嘉, Ohara, Miyuka メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2202

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

渉外判例研究の限界

—平成3年最高裁判決を読んで—

小　原　三佑嘉

渉外判例研究のなかでも外国為替取引のそれは，判旨に法曹資格[(1)]のない者の鑑定意見が採用されるといったケースが目立つようになった。銀行実務家の意見が全面的に採り入れられて確定した判決に反対するつぎの二題の判例研究が平成5年度金融法学会報告に掲載[(2)]された。

① 最高裁平成3年11月18日第三法廷判決について

宍戸善一「受益者からのスタンドバイ信用状の支払請求と信用状に記載された有効期限の遵守」

② 東京地裁平成4年4月22日判決について

浜田道代「外国向為替手形取引約定書に基づく信用状付外国向為替手形の買戻請求の可否」

上記の外国為替部門の判決批判二題とも，それぞれ反対理由の根拠に筆者の判決批判「場所を指定しない有効期限の場所は発信主義により決まるとされたスタンドバイ信用状[(3)]」と論稿「信用状統一規則の改訂について[(4)]」の主張ないし結論を引用されていたことに，執筆者として意を強くし研究者冥利に尽きることを，まず最初にここに記しておこう。

（1） 1992年5月号手形研究（No. 466）法務時評「第四の法曹」（弁護士松尾翼氏）によると，法曹とは司法官・弁護士など法律事務に従事する者をいい，法学者は除くとされるが，国際取引・外国為替の法律紛争には法曹資格をもたない学者・有識者・実務家が鑑定人・鑑定証人として意見を求められることが多くなったと述べられている。

（2） 1993年9月10日号金融法務事情 No. 1364. 7～14頁。

（3） 拙稿，1993年7月25日日本評論社平成5年私法判例リマークス（下）95頁。

（4） 拙稿，1993年8月10日号金融財政研究会・金融法務事情 No. 1361 122頁。

本稿では，紙幅の都合上，上記②の東京地裁判決の手形買戻請求事件のことについては後日の論評に譲るとして，①の最高裁判決批判について論述することにしたいが，その前に，かつて筆者が札幌高裁から鑑定証人[5]を命ぜられたときの経験から渉外判例研究にはどうしても限界（判決文には原文（英文）の証拠書類がない）があることを論じたことがあり，案の定，上記判例研究二題ともその例外ではなかったということを指摘して，拙稿がわが国渉外裁判における弁論の一助となれば幸いである。

I　渉外判例研究の限界（札幌高裁での筆者鑑定証言の場合）

筆者が以前に雑誌の巻頭論文にまとめた「渉外判例研究の限界」の一文[6]をつぎに再録してみたい。

「信用状取引の判例研究のなかで人気のある事件の一つに，札幌地判昭和49.3.29（昭40(ワ)566号損害賠償請求事件）がある。これに関する論評・解説（判例評論，商事法務，金融法務事情，いくつかの大学研究誌等）が多くみられ，筆者も判例・先例金融取引法（金融法務事情創刊900号）で，複雑難解な信用状取引の法律関係を考察するに好個のリーディング・ケースと評したいと述べたことがある。

ところが，20年にわたり争われてきた本件も控訴中（筆者は両当事者に乞われて口頭弁論に出廷）に和解が成立し，高裁判決をみないですんだことは，外為法務上教訓にしたい事項が多く争点となっていただけに，当事者はともかく，外野席にいる研究者や実務家にとってはさぞ拍子抜けといったところであろう。もうこれで，本事案が教材として俎上に載せられることもなく埋れそうなので，この機会を借りて，正面から取り組まれた判例研究とは別の見方の証拠の指摘や事実関係にも触れさせていただき，僭越ながら同好家の教材の一助としたい。

（5）札幌高裁昭49年(ワ)566号損害賠償請求事件。
（6）1986年8月号手形研究 No. 385，法務時評1頁。

まず，本事件は，ＦＯＢ契約における大正金時豆の品質検査につき売主（日本）指定・取得の証明書と買主（米国）指定・入手の証明書の二通要求する輸出信用状に基づいて，①売主が買取銀行に呈示した二つの証明書の検査結果が相違（売主側の証明書は信用状条件に定める基準に合うが，買主側のそれにはわずかに基準を下回る数字が出た）したため，②売主からの要請を受けて右の不一致を許す買主の依頼による発行銀行通知の信用状条件の品質基準の変更書のなかの指図に従ってなされた売主署名・買取銀行副署の保証書（内容は補償状のこと）が発行銀行を名宛人として差し入れられたことによって，買主が同品を第三者に転売するに際して被った損害賠償を売主および買取銀行に対して請求できるかどうかについて争われたものである。本判決は，売主に売買契約の不履行があり買主の損害賠償請求が正当（判旨①）であるとしたのに対して，保証書の効力は名宛人でない買主には及ばない（判旨②）としたことについて，理由づけはともかく，これに反対するものなく大方の支持を受けたようである。

さて，本事案の証拠書類や事実関係をつぶさに考察すると，つぎの三点を明らかにしたうえで検討すればその当否もより明快になろう。

(1) 一般に信用状の指図は完全かつ正確であることを要するのに対して，本件信用状条件では二つの検査証明書を要求（齟齬が生じた場合の救済方法なし）したことにより，さらに本件契約がＦＯＢ条件であることからみて，別段の取決めのないかぎり，信用状の指図の履行が困難になるおそれの十分にある取引に，橋本喜一判事が判例評論194号でいわれるマクネールの三原則（fair — 公正, reasonable — 合理的，inconsistency — 矛盾のないこと）はすべて満足することができないのではないか。すなわち，売主と買主がそれぞれ入手する二つの品質証明書は公正かつ正確を期す点についてはよいが，それが合理的で矛盾のないものといいきれるかどうかである。

(2) 信用状の売買契約からの独立抽象性により，信用状に記載の事項を売買契約に基づいて判断することができないのはもちろんであるが，本件のよ

うに売買契約に記載のないものを信用状条件・変更書の記載をもって判断することが許されるかどうかである。

(3) 品質証明についての保証書に買取銀行が副署すること自体通常でないが，それは，決済の円滑化のため発行銀行の指図に従ってなされたものであって，売主としては，本件信用状の要求する手形の名宛人である発行銀行宛に手形を振り出すとともに，同銀行の右指図により発行銀行を名宛人とする保証書につき手形を取り組み，発行銀行から信用状にもとづき支払を受けたにすぎない。名宛人でない買主には，発行銀行に対してのみ遅滞なく支払停止または支払金返還請求ができるのであって，発行銀行を自己の代理人として主張するには無理があるといえるかどうかである。

このように，一般に渉外判例研究にはどうしても限界があるので，判決文に表われた当該信用状の原文（英文）による内容を丹念に分析することにより，事実関係の本質に迫ることにポイントがあるといえよう。」

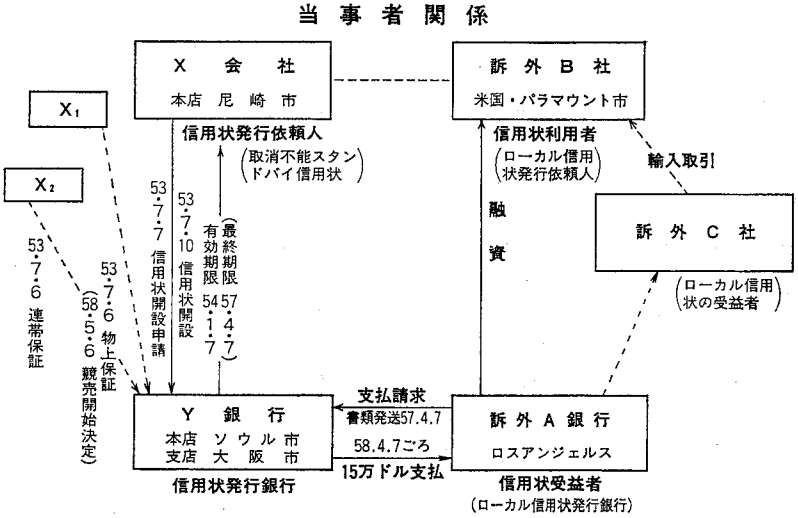
Ⅱ 渉外判例研究の限界（最高裁判決の場合）

以下は，日本評論社・私法判例リマークス・商事法での筆者の判決批判の論稿「場所を指定しない有効期限の場所は発信主義により決まるとされたスタンドバイ信用状」でまとめた事案の概要と判旨（一審，控訴審，上告審）である。

1 本件の事案

Y銀行大阪支店（被告・被控訴人・被上告人）は，尼崎市に本店をもつX社（原告・控訴人・上告人）の依頼により昭和53年7月10日に米国ロスアンゼルスの訴外A銀行を受益者とする取消不能のスタンドバイ信用状（当事者関係15頁）を発行，内容（21頁）は，①A銀行が同じく米国パラマウントのB社に対して発行する信用状に基づき輸入決済の資金関連融資を含め外国から輸入するための信用状発行という銀行与信を供与することの保証金として総額15万米ドルまで確約する，②もしB社が本信用状により担保されたA

銀行の融資に対してその返済を怠った場合には，A銀行はその旨を陳述した署名入りのステートメント二通をY銀行を支払人として振出す一覧払為替手形に添付することにより本信用状を使用することができる，③本信用状は昭和54年（1979年）1月7日に失効（筆者注…まで有効）しこの日以後は無効となる，④特別指図としてA銀行振出のY銀行宛の為替手形は本信用状によるA銀行の関連融資額を超えないこととするというものであった。



ところが，③の失効すべき期日を有効期限と解したことの是非は措き，上記のいわゆる有効期限（以下有効期限とする）を決める場所の指定がないまま，その後有効期限が6カ月ごとに延長変更され，最終的には昭和57年4月7日まで延長されることに関係当事者の同意があった。延長された有効期限の最終期日の昭和57年4月7日に，訴外A銀行は，本件信用状の要求どおり訴外B社が融資の返済を怠った旨の前記署名入りのステートメント二通を添付した一覧払為替手形を被告Y銀行に送付して15万米ドルの支払いを請求した。

上記の信用状の要求書類は，証言によれば昭和57年４月７日の有効期日にＹ銀行が受領し，翌58年４月７日ごろＹ銀行から訴外Ａ銀行へ15万米ドルの支払いが行われたとのことである。Ｙ銀行は，同月20日に右支払いに基づく求償権により，発行依頼人であるＸ社とその連帯保証人に対して15万米ドルの支払いを請求し，さらにＸ社の物上保証人の不動産につき不動産競売を申し立てその競売開始決定を得たところ，Ｘらから債務不存在確認請求，預金額の不当利得返還請求，土地建物競売実行禁止および根抵当権設定登記抹消登記手続等を求める訴えが提起されたのであるが，その審理のポイントは結局下記に尽きる。

Ｘらは，Ａ銀行の発行になる信用状の要求書類が同信用状の有効期限経過後にＹ銀行に到達しており，支払請求は不適法であり，Ｙ銀行が支払い請求に応じて支払いをなしたのは不当であるから，Ｙ銀行からの求償に応じる義務はないとの主張を繰り返したが認められなかった。

2　判旨のポイント

第一審，控訴審，上告審ともに棄却。

１）第一審

Ｘら原告の主張「信用状の有効期限とは，受益者が支払，引受，買取のために指定銀行に現実に呈示すべき最終期限を意味するのであって，信用状中に特段の記載がない限り，右期限内に，受益者は発行銀行に対して信用状条件を具備した支払請求の意思表示を到達させねばならない。」に対して，原審は「信用状に有効期限が付された場合，右期限が経過したときに信用状が失効し，したがってまた受益者の取得した信用状上の権利も消滅するに至ることは論を俟たない。しかし，本件信用状の如く，単に有効期限を何日とするとしか記載がなされていない場合には，受益者において右期限経過までにいかなる行為を尽くさなければならないものであるかは，信用状面上明らかでない（筆者注――それでは場所を指定すれば尽くすべき行為が明らかになるということを意味しているのか)。そこで，かような場合には，右受益者

に要求される行為の内容は，信用状取引に関する慣習があればこれにより，それがない場合には条理によって決定するほかないと解される。……本件信用状のような体裁の有効期限が，受益者においていかなる行為を尽くすべき最終期限を意味するかについての確たる国際商慣習はなかったといわざるをえない。……そうすると，本件信用状の如く有効期限の場所の指定のないスタンドバイ信用状に記載された有効期限の意義については，条理によって決定するほかないことになる。そこで右の条理をどう把えるべきかについて検討するに，スタンドバイ信用状は，受益者たる銀行が与信行為をなすことができるようにするために，他の銀行（発行銀行）が保証をなすものであるところ，右有効期限を発行銀行に対し必要書類を呈示すべき期限と解するときは，発行銀行と受益者たる銀行とが通常遠隔地にあることに照らすと，受益者たる銀行をして書類送付に要する期間を見越して与信期間を短く設定することを余儀なくさせる結果を招き，右信用状の機能を弱め，ひいてはその開設を依頼した趣旨にも反することとなって相当でない（筆者注――いわゆる現地エキスパイヤリでないと，信用状の機能を弱めたり信用状発行依頼の趣旨に反すると判断するのは偏見である)。…… 右のようなスタンドバイ信用状に記載の有効期限は，受益者が必要書類を発送すべき期限であって，同書類に付された日時もしくはその発行銀行への到達日時からみて右書類の発送が右期限内であると認められる場合には，発行銀行はその支払に応ずべきとするのが，右信用状の開設を依頼した趣旨とこれを受けた発行銀行の利益との調和点として最も適当であると解するのが条理に適うものというべきである。」と判示してXの請求を棄却した。

2）控訴審

Xら控訴人の主張「本件信用状は支払信用状であり，ストレートクレジット（直接呈示信用状）であって，有効期限までに必要書類が発行銀行に到達しなければならない。本件信用状は1979年1月7日失効し，この日以後はこの信用状は無効となるので，信用状の形式性，文言性を重視すれば，いかな

る事由があろうとも右日時以後は信用状は失効するものである。……本件信用状には支払の猶予期限が設けられていないから，有効期限内に必要書類が被控訴人に到達することが必要である。」に対して，控訴審は，「信用状中に，有効期限がいかなる行為をなすべき期限かの明示がなく，かつ有効期限の場所の記載もない本件信用状の場合に，記載された有効期限がいかなる行為を尽くすべきかという問題は，信用状における発行銀行の受益者に対する債務の法的根拠をどのように解するにせよ，右債務が法律行為により生ずるものである以上，当該法律行為解釈の問題であって，この問題を扱う場合の準拠法は，法例7条1項によるにせよ，同条2項，9条1項（または9条2項）によるにせよ日本法によることは間違いがないから，この限りでは控訴人らの右主張も，前示説示も同一の見解に立つものというべきことができる。しかしながら，右の問題に我国の法律を適用するとしても，法律解釈の基準となるべき実定規定，慣習は存在しないのであって，結局その基準を条理に求めざるを得ないことは前示のとおりであるから控訴人らの主張するように解さなければならないというものでもない。」と判示して控訴人の請求を棄却した。

3）上告審

上告人の上告理由第2点（換言すれば，本件信用状によって請求権を行使する場合，必要書類が有効期限内に信用状発行銀行に到達する要があるか，あるいは期限内に発送すれば足りるのかということであるが，原判決は，条理に照らせば発信主義を採択するのが適当であるというのである。……スタンドバイ信用状の性格並びにこれまでの信用状取引の実態に背反するものであって誤りである。この点についての裁判例はなく，最高裁としても始めての判断であるから，十分慎重に御検討賜りたい。」の嘆願に対して，上告審は，「有効期限（失効すべき期日）の記載はあるが，その時を定める場所（有効期限に関する場所）の記載がないスタンドバイ信用状においては，その有効期限は，受益者が発行銀行に対して必要書類を発送すべき期限を意味し，必

要書類に付された日時又はその発行銀行への到着日時からみて必要書類の発送が右期限内であると認められる場合には，発行銀行は，受益者が期限を遵守したものとして，その支払に応ずべきであると解するのが相当である。けだし，右のような有効期限に関する場所の記載がないスタンドバイ信用状について，右期限をもって発行銀行に対して必要書類を呈示すべき期限の意味に解するときは，発行銀行と受益者たる銀行とが，通常，互いに遠隔地にあることに照らすと，受益者たる銀行をして書類送付に要する期間を見越して与信期間を短く設定することを余儀なくさせ，信用状の機能を弱め，ひいてはその開設を依頼した趣旨にも反する結果になるからである。」と判示して上告を棄却した。

3　判決に対するコメント

スタンドバイ信用状に有効期限の日付が記載されているが場所の指定がない場合には，当該信用状の失効期日（筆者注――失効すべき期日は有効期限と同じではなくその翌日である）の場所は，条理により発信主義，すなわち信用状の受益者による発行銀行への書類送付の日付が右期限内であればそれで足りると解すべきで，発行銀行への書類の期限内到着と解すると，信用状の機能を弱め発行依頼人の意図に反するというのが，一審，控訴審，上告審の一貫した初判例である。

いわゆる有効期限の記載があるがその時を決める場所の定めのないスタンドバイ信用状の失効期日の場所の決定をめぐる先例も学説もなく，結局その基準が条理によらざるを得ないとするほどのレアーケースかというと，鑑定証言にもあるように，実務上右場所を記載しないスタンドバイ信用状の発行がかなり多いところから，識者の間では早くからこの点の不備の指摘がなされていた。

ところが，本判決に対する評論として，筆者の批判が発表されるまでは，最高裁の判決に賛成する論稿が目立った。つぎはその代表的なものである。

①　本判決は，国際取引に携わる者にとって基本的な教訓を含んでいる。

それは本件のように，有効期限など日時に関する記載をしたときは，必ずどの場所でという基準を明確にしておくことである。いうまでもなく時差との関係からだが，この記載がないときは，発信主義，到達主義のいずれによるべきかという解釈問題が生ずる。信用状取引の性格からして，発信主義によった判旨の結論は妥当である。[7]（原文のまま）

② 本件事案において，一審判決から上告審判決までの判決要旨を，①本件の文言は不履行声明書に不履行の内容を具体的に記載したりA社の副署を求めたりするものではないこと，②発行銀行はA社の債務不履行を実質的に調査したりする義務を負うものではないこと，③有効期限の場所の記載がない場合は受益者が必要書類を発送すべき最終期限と解すべきこと，とまとめてみると，まことにもっともであり，異論はない。[8]（原文のまま）

③ 実務上，信用状の多くは支払信用状であることが普通であり，以上の点をかんがみると，本件信用状は発行銀行であるY銀行を支払人とする支払信用状であると解することができたのではないかと思われる。その意味では，本件信用状に有効期限の場所の記載がないとした原審判決の事実設定（同18頁1段）には疑問が残る（小原・私法判例リマークス7号（平5）98頁参照）。

— 略 —

有効期限の場所が記載されていない信用状は，発信主義を採るものと解する本判決の一般論には賛成するが，本件具体的事案において，有効期限の場所の記載がなかったという事実認定には疑問があり，また，到達主義を採ると与信期間を短く設定しなくてはならないから，発信主義を採るべきであると理由づけには反対である。本判決の一般論の根拠は，作成者不利の原則によって導かれる当事者間の公平に求めるべきであったと思われる。

（本稿の執筆にあたり，本件鑑定証人東京銀行システム部審議役飯田勝人氏よりご教示を得た）

（7） 長谷川俊明，国際商事法務・渉外判例教室 vol. 20, No. 11 (1992) 1401頁
（8） 大西武士，手形研究・論説 No. 477 (1993年7月号)

さらに参考文献として本判決の解説には，長谷川俊明「判批」国際商事法務20巻11号1401頁（平４）および小原三佑嘉「判批」私法判例リマークス７号95頁（平５）とがある(9)。（原文のまま）

4　証拠書類・英文スタンドバイ信用状の文言

さて，本件証拠書類としての問題の英文スタンドバイ信用状の文言は下記のとおりである。

Bank, Ltd.,

U. S. A.

IRREVOCABLE STANDBY LETTER OF CREDIT

We hereby open our irrevocable standby letter of credit No. ——— in your favor(A) for account of X Ltd., Japan up to the aggregate amount of US $ 150,000 (SAY US DOLLARS ONE HUNDRED FIFTY THAUSAND only) as a security for your extending to B Corp. U. S. A., the banking facilities of Letter of Credit opening for import from Korea including relative loan for settling proceeds under your letter of credit.

This credit is available by your draft at sight drawn on us accompanied by your signed statement in duplicate stating that B Corp. has failed to repay your loan effected under this stand by credit.

This credit expires on Jan. 7, 1979 after which date this credit becomes null and void.

Special Instruction:
1. Your draft should be drawn on us not exceeding principal amount of your relative loan under this credit.

Yours Very Truly,
Y Bank, Osaka

Authorized Signature by

(9)　穴戸善一，金融法務事情 No. 1364 (1993. 9. 10) 9～10頁

さて，争点になっている有効期限の場所のことであるが，筆者は，英文の IRREVOCABLE STANDBY LETTER OF CREDIT によると，第三文に "This credit expires on Jan. 7, 1979 after which date this credit becomes null and void." とだけ定められていて場所の指定がなく，その後期限の延長が April 7, 1982 まであったことを，〔事案〕で言及した「本信用状は……に失効しこの日付後は無効となる。」の訳を採用して敢えて有効期限（英文の expiry date）の語を使いたくなかった。それは，本件スタンドバイ信用状中に Expiry date なる語がみあたらない上にそれを決める場所の指定もないからであるが，本事案が，右信用状のなかに恰も記載されているかのように，慣用語としての「有効期限と場所」（一般のスタンドバイ信用状フォームを含めてほとんどの荷為替信用状フォームにみられる不動文字印刷の Date and Place of Expiry）の定型文言から無造作に借用した「有効期限の場所」を重要な争点とし扱ったことおよびその解釈を信用状統一規則に求めことに問題がなかったかどうかをつぎにより検証する。

本件スタンドバイ信用状は，英文で "The credit expires on....." (本信用状は……まで有効である＝満期となる＝期間満了する等）と定め，そこにたとえ場所が指定されていなくても，訴外B社による融資返済不履行の署名入ステートメントの添付およびA銀行の関連融資金額を超えないことを条件とする支払条件の "This credit is available by your draft at sight drawn on us....." (本信用状は……当行＝発行銀行であるY銀行宛に貴行＝受益者である A銀行振出しの一覧払為替手形により使用することができる。）の文言から判断すると，当該場所は右為替手形の呈示先である発行銀行を指定銀行として同行に当該手形の到達した時と解することも難くない。

要するに，本事案の審理には本件スタンドバイ信用状（英文）の記載文言を丹念に読めばそれで十分であって，簡易な文言で書かれているからといって，その記載内容に不備な点がみられることにはならず，審理不尽の形跡が気懸りであると，筆者は批判した。

最後にひとこと，本件スタンドバイ信用状の記載内容に不備はなく，いわゆる有効期限に場所の明示の指定がなくても，他の支払条件からみて発行銀行宛（支払人とする）の一覧払手形に添付の返済不能のステートメントと引換えに支払いを行うと解することができるところから，発行銀行の所在地により場所が決まるとみるのが合理的であろう。本稿の争点以外の事案の解決としては判決の結論に異論はないが，一般の商取引と違って，信用状の取引実態と文言解釈に考慮を払うことなく，場所の指定のない信用状の有効期限の場所は発信主義によって決まると断定した判旨には首肯するわけにはいかない。

Ⅲ　信用状統一規則の改訂（1993年版の場合）

国際間の支払手段の一つとして普遍的に使用されている信用状をめぐる取引に争いが多いことは今も昔も変りなく，その最後の拠り所を国際商業会議所の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」(Uniform Customs and Practice for Documentary Credits) のいわゆる信用状統一規則（ＵＣＰと略称）の規定に求めているが，いつも感じることは，信用状を性善説とみるか，性悪説をとるかによりこの信用状統一規則の適用と解釈も分かれることもありうるといった風潮が最近の法律判断にみられる。(10)

この信用状統一規則は，1933年に制定，1962年，1974年，1983年版信用状統一規則（ＵＣＰ400）から４回目の1993年改訂版信用状統一規則（ＵＣＰ500）(11)として1994年１月１日から全世界一せいに施行されることが決まり，1993年９月現在全世界の銀行においてその適用の対応策(12)を練っているといった状況である。

本稿で論じたスタンドバイ信用状の有効期限の場所のことについても，信

(10)　国際商事法務 Vol. 20, No. 8 (1992) ＩＢＬ筆者月例会報告。
(11)　1993年９月１日国際商業会議所日本国内委員会刊行「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」の英和対照冊子（筆者和文推敲のための拡大銀行委員会座長としての編纂の任にあたった）。
(12)　拙稿，1993年８月10日号金融法務事情 No. 1361。

用状統一規則につぎのように定めようとしていることをコメント（注３）しておいたことを付言しておこう。

本件スタンドバイ信用状にはなんの準拠ルールも明示がないが，当該信用状が発行された当時効力のあった1974年信用状統一規則にはスタンドバイ信用状を適用する旨の明文の規定はなく，また支払，引受，買取のための書類呈示に関する有効期限（expiry date）を規定する37条によっても，有効期限の場所の指定のない信用状における有効期限の場所を判定できないという点については，審理中彼我ともに認めるところであったが，1978年契約保証統一規則には第５条（いかなるクレームも有効期限までに保証人により受理されなければ失効する。）および1991年請求払保証統一規則19条（場所の規定がなくても到着主義をとっている）が設けられた。参考のためこの点についての最新の動向を敷衍しておこう。

スタンドバイ信用状は，1974年版信用状統一規則を準用するかたちで解釈されてきたが，1983年版信用状統一規則では適用可能な範囲においてその適用が認められた。それは，同じくＩＣＣ採択の1991年請求払保証統一規則の説明によると，今日多目的の金融手段の一つとして発展し，金融・商工業の分野において請求払保証（Demand guarantee）よりも広い範囲で発行されるようになったスタンドバイ信用状には通常の実務と手続（たとえば確認，銀行自身の勘定での発行，発行人以外の当事者への書類の提示）のやり方が請求払保証よりも荷為替信用状の方に近くなってきたと報じている。すなわち，このスタンドバイ信用状が技術的には請求払保証の定義のなかに入るとはいえ，その発行銀行としてはこの信用状の特別な要件に合わせてより親しみやすい詳細な規定の信用状統一規則の方を適用しようという傾向が認められたとしている。

さて，1994年１月１日から施行される1993年版信用状統一規則によっても，スタンドバイ信用状は適用可能な範囲において1993年信用状統一規則が適用されることは変りないが，問題の有効期限のことについて原文と訳文との整

合性を見直す必要がでてきた。すなわち，有効期限と書類の呈示場所(Expiry date and place for presentation of documents) に関する条文のなかに定められている expiry date にはつぎのとおり①支払，引受，買取のための expiry date，②書類呈示のための expiry date，③信用状の expiry date (validity のこと) のそれぞれの機能を果しているのに，それを慣用語の有効期限と同じ訳をしてよいか迷ったが，結局，1993年信用状統一規則第42条において下記のように訳文を定めた。

a，すべての信用状は，有効期限 (expiry date) を定めていなければならず，さらに支払，引受のための書類の呈示場所，または自由に買取可能な信用状 (freely negotiable credit) の場合を除いて，買取のための書類呈示の場所を定めなければならない。支払，引受もしくは買取のために定められた有効期限 (expiry date) は，書類呈示のための期限 (expiry date) を表わすものと解される。

b，第44条 a 項有効期限の延長 (extention of expiry date) に定める場合を除いて，書類は，そのような期限 (expiry date) にまたはその前に (on or before) 呈示されなければならない。

c，もし発行銀行が信用状に "for one month", "for six months" 等の期間使用可能 (available) である旨を明示しているが，その期間の最初の日 (the date from which the time is to run ...) を明記していないときは，発行銀行による信用状の発行日が当該期間の起算日 (first day from which the time ...) とみなされる。銀行は，そのような方法による信用状の有効期限 (expiry date) の記載を差控えさせるようにすべきである。」

ま と め

要するに，結論としていえることは，信用状に記載の有効期限に場所の指定がない場合には，当該信用状が要求する受益者振出の為替手形の名宛人，

すなわち支払人の場所によって決まるということであって，本件における有効期限の場所は発行銀行の窓口（at the counter of issuing bank）ということになり，本件の最高裁判決の判旨には賛成できない。

（1993.9.30）